

令和8年度 大津市立小中学校児童生徒の定期健康診断（心電図検査（大津エリア1））
業務仕様書

1 業務の目的

学校保健安全法第13条その他関係法令に基づき、大津市立小中学校の児童生徒の定期健康診断（心電図検査）を実施し、その結果を判定するとともに、児童生徒の健康の保持促進を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 検査項目

心電図検査 12誘導

(小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生、経過観察・転入等)

(2) 対象（予定人数）

心電図検査・・・2, 605人（小学校16校・中学校7校）

※ 予定人数は受診予定者数であり、本業務における実施人数を保証するものではない。このことを承知のうえ見積もること。

(3) 実施時期及び実施場所

- ・4月中旬～6月上旬（中学校については、5月中旬までに実施）
- ・実施場所は、別紙のとおり

本来校での未検者は、他校で受検できること。また、全小中学校での心電図が終了した後、未検者のフォローとして予備日を設けること。その場合、大津エリア1以外の対象者についても受検できるようにすること。（別紙学校実施校の内で、1会場で実施）

- ・事前に教育委員会と日程調整をおこない、検診日時を決定し、日程一覧表を本市に報告すること。
- ・感染症予防等の観点から、実施時期を延期する場合があることも予想されることから、この場合は別途協議すること。

(4) 検査の実施について

- ・検査スタッフは、熟練の臨床検査技師であること。また、小学校4年生及び中学生の女子の心電図検査は、女性のスタッフであること。
- ・検査に必要な機器等については、受託者が準備すること。
- ・検査の実施にあたっては、つい立て等を準備し、プライバシーに十分配慮すること。
- ・検査時、児童生徒に対して適切に対応できること。
(恐怖心や羞恥心などに対して、言葉かけに気をつけ、女子には胸にタオルをかける等の配慮等を行うこと。)
- ・心電図の判定は、各年齢、性別に応じた小児心電図判読プログラムを用い、標準12誘導心電図解析を行い、有所見者を抽出すること。その際、解析にあたっては、日本小児循環器学会で発表される最新のガイドラインに準拠すること。
- ・記録中は、記録波形（12誘導波形）が適切に記録されていることを確認し、記録されていない場合は、電極等を確認のうえ再度取り直し、判読に支障のない波形が得られるよう十分配慮すること。
- ・検査の実施にあたっては、感染症対策を講じて実施すること。

(5) 検査結果報告について

- ・検査終了後、速やかに本市が指示した大津市心臓検診検討委員会の医師に読影を依頼し、二次検診（聴診）があるため、読影後はすぐに各学校に検査結果一覧表にて報告すること。また、読影料として読影医師に、1件につき330円を支払うこと。
- ・すべての学校において検査が終了した後、その結果について速やかに報告すること。

（6） 検査手数料の請求について

- ・（5）の報告書を検査した結果、合格したときは速やかに検査手数料の請求書を提出すること。
- ・検査手数料は、契約単価に受検者人数を乗じた額とする。